慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	不正競争防止法一条一項の営業主体性について：名古屋地裁平成二年三月一六日判決(いわゆる「アメ横」事件)に関連して
Sub Title	Zum Begriff des Teilnehmers am geschäftlichen Verkehrs nach §1 Absatz 1 jap. UWG
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.4 (1991. 4) ,p.73- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910428-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

不正競争防止法一条一項の営業主体性について

――名古屋地裁平成二年三月一六日判決（いわゆる「アメ横」事件）に関連して――

石川　明

一、問題の提起
二、本件判決の事実関係及び判旨
三、検　討

一、問題の提起

名古屋地裁平成二年三月一六日判決（昭和六三年(ワ)第一一九二号、商号使用禁止等請求事件、請求棄却―以下本件判決という―）は、上野のアメ横商店街連合会（―以下本件連合会という―）の営業主体性を論じこれを否定する判示をした。以下、本件判決の判示を契機にして不正競争防止法一条一項の営業主体性について若干の検討をしてみたい。まず、本件判決の紹介からはじめよう。(1)(2)

二、本件判決の事実関係及び判旨

一、事実関係

原告は、ＪＲ上野駅から御徒町駅に至るガード下及びその周辺の地域（以下「本件地域」という）に存在する約五〇〇の卸売業者及び小売業者（以下「卸・小売業者」という）を会員として構成する社団であり、昭和三〇年ころ、名称を「上野問屋街連合会」として、会員の経済的地位の向上を主目的とし、主な事業として会員全体の宣伝広告、定期及び臨時の大売出し等を行うために発足した。原告は、団体としての組織を備え、また、事業目的、代表者選出の方法、総会及び理事会の運営並びに会計

に関する諸規則を定めており、個々の会員は原告の財産について個々の持分を有しないものであり、いわゆる権利能力なき社団である。

被告は、不動産の売買及び賃貸借を行うことを業とする会社であり、昭和二六年七月六日、商号を「赤門興業株式会社」として設立されたが、その後、商号を、同五八年三月一八日に「株式会社第二アメ横ビル」に、同六二年一〇月二七日に「株式会社アメ横ビル」に、さらに同六三年一二月一日に「株式会社第二アメ横ビル」にそれぞれ変更し、右の各変更に応じて、それぞれ同五八年三月二二日、同六二年一〇月三〇日及び同六三年一二月六日にその旨の変更登記を了した。被告は、本店所在地名古屋に第二アメ横ビルという店舗ビルを所有し、右建物屋上に「アメ横」と表示した看板を設置し、入口及び右建物内の案内図にも「第二アメ横ビル」または「アメ横」の表示をして、右建物に入居している店舗群があたかも「アメ横」という通称の社団である原告の構成員であるかのような外観を作り出しているほか、現に、右建物内の店舗群の大売出し、催し物を「アメ横ビル」の催しとして宣伝または広告する行動を採っている。

なお、被告は、名古屋市中区大須三―三〇―八所在の「第一アメ横ビル」という名称の建物についても、右と同様の方法で管理運営を行っている。

「アメ横」という名称が本件地域に存在する商店街または商店群を総称する呼称として使用されることがあること、右「アメ横」の商店街での年末の買出し風景等がしばしばマスコミにより報道されてきたこと及び原告が商号登記または商標登録を受けることができないものであることは当事者間に争いがない。

原告は、「アメ横」という名称が原告の営業を表示するものとして日本全国において広く認識されている旨主張するところ、被告は、これを争い、「アメ横」という名称はもともと地名の略称で、この名称が当該地域の商店群の総称として使用されることがあっても、原告自体の営業を表示するものではない旨主張した。

原告は、本件地域に存在する約五〇〇の卸・小売業者を会員として構成されているいわゆる権利能力なき社団であり、会員のために必要な共同事業を行い、もって、会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上及び福祉の増進を図ることを目的とするものである。原告は、右目的達成のために、本件地域における道路交通の整理、保健衛生の充実、広報宣伝、大売出等の催し事の実施、防犯・防災の訓練の指導、本件地域再開発に関する諸施策の拡充、会員及びその従業員の親睦及び福利厚生、会員販売品の不良品の排除及び不当表示等に対する改善指導等の事業を行っている。

原告は、戦災により焼け跡となった本件地域に発生した闇市がその後の経済復興に伴い商店街に発展していったことを背景に、当該商店街の交通整理とゴミ処理の必要性から昭和二七年

四月に有志によってつくられた協力会を前身とし、これが発展して同三〇年に上野問屋街連合会という名称で発足し、次いで、その名称を同四四年にアメ横問屋街連合会に、更に同六一年二月二八日にアメ横商店街連合会に変更して現在に至っているものである。

「アメ横」という名称は、戦後間もない時期に、本件地域内において飴を売る業者（飴屋）が多かったことから「アメヤ横丁」という通りないし地区の通称が生じ、それが「アメ横」と略称されるに至ったのである。その後、本件地域の商店街が急速に発展していったことから、遅くとも昭和四〇年代ころまでには、アメ横」という名称は、本件地域全体の通称となり、また、本件地域の商店群の総称として使用されるようにもなった。

本件地域は、戦後間もなくいわゆる青空市場ないし闇市としてにぎわうようになり、当初は、飴屋その他の食料品関係の店舗が多かったが、朝鮮戦争の頃から進駐軍放出物資その他アメリカ製を中心とするいわゆる舶来物資の販売を行う店が増え、その後更に多数の店舗が多種多様な商品を競って安価で販売する活気のある商店街として発展し、最近では、本件地域の一日当りの人出は、平日で約二〇万人、歳末の買出し客の時期には約五〇万ないし八〇万人にも達している。

本件地域が右のように発展していくにつれ、本件地域の通称としての「アメ横」という名称は、次第に広く周辺地域において知られるようになり、更に、歳末の買出しでにぎわう本件地域の様子がテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等により紹介されることによって、「アメ横」という名称は活気のある商店が並ぶ通りないし地域の通称として全国的に広く知られるようになった。

そこで、①不正競争防止法に基づいて商号の使用差止を求めるため、被告は、不動産の売買及び賃貸借業を営むにつき「株式会社第二アメ横ビル」の商号及び「アメ横」という表示を使用してはならない旨、及び②被告は、名古屋法務局昭和六三年一二月六日受付をもってした被告の登記中「株式会社第二アメ横ビル」の商号の抹消登記手続をなすべき旨、及び③被告は、原告に対し、損害賠償として金一五〇〇万円及びこれに対する昭和六三年四月二六日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払うべき旨を求めて提起されたのが本件訴えである。

二、本件判決の判旨

本件判決は以下のように判示している。

不正競争防止法に基づいて商号の使用差止めを求めるためには、原則として、当該表示が自己の営業の表示として周知されていることを要するものであるが、上記認定の事実によれば、「アメ横」という名称は、もとは本件地域内の通りないし地区の通称であった「アメヤ横丁」が略称されることによって生じたものであって、本件地域の通称であり、また、本件地域に店舗を構える商店群の総称としても用いられるようになったものであって、「アメ横」という名称が全国的に広く知られるよう

になったのは、原告の営業の表示としてよりもそのような地域または商店群を示す通称としてであることが認められる。

この点に関し、原告は、本件地域の商店群と原告は密接不離の関係にあるので、昭和三〇年に右商店群全員が構成員となって原告が組織された際、「アメ横」という名称が原告に当然に承継されて原告を指称することとなった旨主張する。

しかし、周知性を有する営業表示の承継が認められるためには、当該表示に係わる営業を共に承継することが前提となるものであるが、前記認定の事実によれば、原告の事業目的は本件地域の個々の商店ないしその集合としての商店群とは全く異なるものであるし、そもそも、本件地域の商店群は個々の商店ごとに各別に営業を行うものであって、右商店群全体を一つの営業主体ということはできないのであるから、商店群全体の通称である「アメ横」という名称は営業の表示ということさえできないものである。また、「アメ横」という名称は本件地域の個々の商店の営業を表示するものではないし、原告が個々の商店の営業を承継するものでもない。したがって、右のいずれの点からしても、原告が本件地域または同地域の商店群の通称である「アメ横」という名称を営業の表示として承継したといえないことは明らかである。このことは、原告が本件地域の商店を構成員とし、本件地域ないし同地域の商店群全体の発展に寄与することを目的とするものであっても、変わりはないものである。

また、原告は、昭和四〇年ころから各地のデパート、量販店等が行う「アメ横バーゲン」、「アメ横バザール」等の名称の催し物に「アメ横」という名称の使用を有料で許諾するようになったこと等によって、「アメ横」という名称は原告の通称として全国的に広く知られるようになった旨主張し、成立に争いがない甲第一三号証ないし第三四号証、第四七号証ないし第五四号証及び第六三号証並びに原告代表者本人尋問の結果によれば、原告が、同年ころから各地のデパート、スーパーマーケット等が「アメ横バーゲン」、「アメ横バザール」という表示の大売出し等を開催する際に、有償で「アメ横」という名称の使用を許諾してきたこと、無断で「アメ横」という名称を使用した者に対しては、警告を発したり、右名称の使用禁止の仮処分を求めて和解をしたりするなどしてきたことを認めることができる。しかしながら、右証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告の右のような行為は、それが原告の名称が上野問屋街連合会であった当時から行われていることからも窺えるように、原告自体の営業の表示の使用を許諾し、またはその保全ないし管理を行ったものというよりも、むしろ本件地域の商店群の表示として無形の価値を有するに至った「アメ横」という名称を事実上利用し、また管理するものであったと認めるのが相当であり、したがって、本件地域の通称または同地域の商店群の総称としての「アメ横」という名称の周知性を高めるものではあったとしても、それによって「アメ横」という名称が原告自身の営業の表示と

して広く知られるようになったものであるとは到底いうことはできない。

そのほか、「アメ横」という名称が原告の営業の表示として周知性を有するに至ったことを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、「アメ横」という名称ないし表示は、不正競争防止法一条一項二号にいう「広ク認識セラルル……他人営業タルコトヲ示ス表示」であるとは認められないのであるから、原告の同法条に基づく本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

本件判決は以上のように判示して原告の請求を棄却しているのである。

三、検　討

一、不正競争防止法一条一項柱書は、「営業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ」と規定し、同項第二号は、「他人ノ営業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモノ」と規定する。そこで、問題は、第一に、本件の原告である「アメ横商店街連合会」が「他人ノ営業」にいわゆる営業の主体として営業を行っているといえるかという点が問題になる。そして、第二に、かりに本件連合会が営業主体に該当するとしても、「アメ横」が右営業主体の営業の表示[3]といえるかという点が問題になる。

本件連合会は権利能力なき社団として当事者能力を有し、且つ被告株式会社第二アメ横ビルが不正競争防止法一条一項二号の差止の対象になると主張しているので、当事者適格(原告適格)を有する点で問題はない。

右第一、第二の問題点に関して本件判決は、

「「アメ横」という名称は、もとは本件地域内の通りないし地区の通称であった「アメヤ横丁」が略称されることによって生じたものであって、本件地域の通称であり、また、本件地域に店舗を構える商店群の総称としても用いられるようになったものであって、「アメ横」という名称が全国的に広く知られるようになったのは、原告の営業の表示としてよりもそのような地域または商店群を示す通称としてであることが認められる。……

前記認定の事実によれば、原告の事業目的は本件地域の個々の商店ないしその集合としての商店群とは全く異なるものであるし、そもそも、本件地域の商店群は個々の商店ごとに格別に営業を行うものであって、右商店群全体を一つの営業主体ということはできない。」

と判示している。そして続けて、

「商店群全体の通称である「アメ横」という名称は営業の表示ということさえできないものである。……このことは、原告が本件地域の商店を構成員とし、本件地域ないし同地域の商店群全体の発展に寄与することを目的とするものであっても、変わりはないものである」

と判示している。

このように本件判決は「アメ横商店街連合会」の営業主体性と「アメ横」の営業表示性の双方を否定している。私見は判旨に賛成である。以下、その理由を述べる。

二、本件連合会とこれに附属する加盟商店との関係はフランチャイザーとフランチャイジーとの関係に似て非なる関係にある。[4] そこで、後者の関係を考察してみると、フランチャイザーとフランチャイジーの関係で、フランチャイジーの営業を統括して営業指導を行うために、形としては、フランチャイザーの営業をフランチャイジーが下請けするような型態をとるか、あるいはフランチャイザーが営業主体としてフランチャイジーを手足として実際の販売を行わせるような型態が考えられる。これらの場合、フランチャイザーは営業主体であり、フランチャイザーの営業の表示はこれを不正競争防止法にいう営業の表示ということができる。あるいは、フランチャイザーとフランチャイジーの営業の関係を両者が全体的にみて一体のものとして営業を行うものととらえ、その営業表示を不正競争防止法により保護する必要ありということができる。しかし、本件連合会とこれに所属する加盟商店との関係は、フランチャイザーとフランチャイジーとのこのような関係にはないことはいうまでもない。[5] 判旨はこの点について、

「このことは、原告が本件地域の商店を構成員とし、本件地域ないし同地域の商店群全体の発展に寄与することを目的とするものであっても、変わりはないものである。」

としているし、また、

「原告が、同年ころから各地のデパート、スーパーマーケット等が「アメ横バーゲン」、「アメ横バザール」という表示の大売出し等を開催する際に、有償で「アメ横」という名称の使用を許諾してきたこと、無断で「アメ横」という名称を使用した者に対しては、警告を発したり、右名称の使用禁止の仮処分を求めて和解したりするなどしてきたことを認めることができる。しかしながら、右証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告の右のような行為は、それが原告の名称が上野問屋街連合会であった当時から行われていることからも窺えるように、原告自体の営業の表示の使用を許諾し、またはその保全ないし管理を行ったものというようも、むしろ本件地域の商店群の表示として無形の価値を有するに至った「アメ横」という名称を事実上利用し、または管理するものであったと認めるのが相当であり、したがって、本件地域の通称または同地域の商店群の総称としての「アメ横」という名称の周知性を高めるものではあったとしても、それによって、「アメ横」という名称が原告自身の営業の表示として広く知られるようになったものであるとは到底いうことはできない。」

としている。

連合会が営業主体であるというためには、連合会それ自体が営業を行っているかないしフランチャイザーのような立場にあ

るとか、あるいは、連合会が加盟商店と一体となって加盟商店の営業活動の一部を行うといったことが必要であると考えられるが、本件連合会はそのいずれの活動も行っているわけではない。本件判決はこの点について、以下のような事実認定を行っている。すなわち、

「原告は、本件地域に存在する約五〇〇の卸・小売業者を会員として構成されているいわゆる権利能力なき社団であり、会員のために必要な共同事業を行い、もって、会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上及び福祉の増進を図ることを目的とするものである。原告は、右目的達成のために、本件地域における道路交通の整理、保健衛生の充実、広報宣伝、大売出等の催し事の実施、防犯・防災の訓練の指導、本件地域再開発に関する諸施策の拡充、会員及びその従業員の親睦及び福利厚生、会員販売品の不良品の排除及び不当表示等に対する改善指導等の事業を行っている。」

しかしながら、この程度のことでは、いずれの営業主体性のない商店街でも程度の差こそあれ行っていることであって、連合会自体が加盟店の営業の一部を行っているともいえないし、連合会自体が営業の主体となって加盟店に対し営業上の管理統制を行っているともいえない。そうであるとすれば、本件連合会は、通常の〇〇商店街連合会と同じく、所属商店の単なる集合体であって、それ自体営業主体ということはできない。その

ことは、右連合会が本件地域ないし同地域の商店群全体の発展に寄与することを目的とするものであっても、各地のデパート、スーパーマーケット等が「アメ横バーゲン」、「アメ横バザール」等の表示による大売出しに際し有償で「アメ横」なる名称の使用を許諾してきたこと、「アメ横」なる名称の無断使用者に警告を発したり、右名称の使用禁止の仮処分を求めて和解したりしても、あるいは、本件地域の商店群の表示として無形の価値を有するに至った「アメ横」という名称を事実上利用し、または管理するものであったと認められるとしても、なんら変わるものではないというべきである。(6)

本件連合会に営業主体性がないとすれば、「アメ横」をもって営業主体の表示ということはできない。

「アメ横」という名称が事実上利用され、または管理されているだけで連合会に営業主体性がないかぎり、不正競争防止法一条一項二号の保護は受けえない。(7)

以上の理由から判旨に賛成したい。

三、若干問題になるかと思われるのは、本件差止請求を不正競争防止法一条一項二号によるものとしてではなく、連合会という権利能力なき社団の人格権の一部としての氏名権の侵害として差止請求したとすれば右請求は認められるかという点である。不正競争防止法は営業利益の保護を目的とするが、氏名権の保護は営業の保護というより人格権の保護を目的とするがゆえに、連合会が権利能力なしとはいえ社団性を有し、訴訟上の当事者

能力を有する以上その氏名権の保護が問題になる余地がありうるのではないかと考えられるからである。現に本件判決は、「アメ横」なる表示が「むしろ本件地域の商店群の表示として無形の価値を有するに至った「アメ横」という名称を事実上利用し、または管理するものであったと認めるのが相当であり」と判示している。本件地域の商店群たる本件連合会が権利能力なき社団と認められ、その表示が無形の価値を有するものであるとするならば、右表示につき右権利能力なき社団の氏名権を認めることが不自然とはいえないであろう。

もちろん本件の場合、原告は氏名権に基づく差止請求を主張していないので、裁判所がこの点についてなんらの判断を示していないことはやむを得ない。しかし、この点で問題が存在することを指摘しておきたい。

（1）判タ七三〇号二二七頁。

（2）本件については、清瀬信次郎・判批・発明一九九〇年一〇月号八四頁以下に反対評釈がある。

（3）企業グループの名称の保護が認められたものとして、フランチャイズの名称に関して、札幌ラーメン事件（東京地判昭和四七年一一月二七日判時七一〇号七六頁）、マクドナルド事件（最高三小判昭和五六年一〇月一三日判時一〇二〇号一五頁）、チェーン店の名称に関して、アマンド事件（東京地判昭和四二年九月二七日判タ二一八号二三六頁）、同系列の企業名称に関して三菱建設事件（大阪高判昭和四一年四月五日高裁民集一九巻三号二一一頁）、家元の名称に関して花柳流舞踊事件（大阪地裁昭和五六年三月三〇日判時一〇二八号八三頁）などがある。

（4）フランチャイザー対フランチャイジーの関係と似て非なる点については、清瀬・前掲判批八六頁も若干これに言及している。

（5）清瀬・前掲判批八七頁は、判例の流れとして不正競争防止法はフランチャイズの名称を認め、家元制度の名称を認め、同系列の企業名称を認め、チェーン店の名称も保護していることから、アメ横なる名称は、地域の商店群全体の通称であるが、営業表示ではないとはいえないと説いている。問題は本件連合会が「アメ横」によって表示される営業を行っているか否かという点であって、注3に挙げた各事件では各主体が各標章によって表示された営業を行っているのに対して、本件連合会は「アメ横」によって表示される営業を行っていない点に注意しなければならないのである。

（6）清瀬・前掲判批八七頁参照。名称管理から営業の主体性ないし営業表示性は導かれない。両者がどのように関連づけられるのか清瀬・判批では必ずしも明らかではない。

（7）なお商標の類似性の判断基準に関しては、東京地判昭和五一年一月二九日判時八三六号七三頁があり、商号に関しては大阪地判昭和五三年六月二〇日無体裁集一〇巻一号二三七頁がある。